

民有林・国有林の施業連携について

東信森林管理署東部森林事務所首席森林官 ○渡澤 徹
長野県上小地方事務所林務課林務係主査 ○岩崎 文俊

要 旨

これまでの森林整備は、「国有林・民有林」とも個々に事業展開をしてきたが、時期を同じく一体的に行うことで、統一性のある整備が可能となり、スケールメリット効果で、森林の持つ公益的機能の高度発揮や素材生産のコストダウンが図られるため、長野県知事と中部森林管理局長の間で「森林共同整備団地の設定に関する覚書」が締結され、これに基づき東部町で先駆けて「施業連携協定」を締結し、長野モデルとして全国に発信した。

はじめに

現在の森林・林業を取り巻く状況は厳しく、木材価格の低迷が続く中で、間伐材の販売は不振を極め、民有林では立木代と補助金をプラスしても立地条件や搬出距離などにより森林所有者負担が発生すると整備が遅れ、森林が本来有してはるはずの公益的機能の発揮が危ぶまれるケースもある。このような状況を背景に、森林の持つ多様な機能を発揮させるため、民有林と国有林が連携して森林整備を行う「森林共同整備団地」を設定し森林整備を行った。

1 施業連携（森林共同整備団地）設定の経緯

従来のように、国有林と民有林の施業が分離した状態では

- ① その地域に即した森林の多様な機能の発揮に向けた、統一性のある森林整備が困難である。
- ② 所有規模の零細な民有林は効率性の悪さから補助金を導入しても、間伐等が停滞するケースがある。
- ③ 国有林は下方が民有林のため間伐材の搬出等に支障をきたす場合がある。



森林共同整備団地が設定されると

- ① 水源かん養、災害の防止など、森林の公益的機能を増進させるための小流域単位による統一的な森林整備が図られる。
- ② 施業の一体化により、素材生産の効率化・低コスト化の促進が図られる。特に民有林については、国有林との一体的施業によりスケールメリットを生かせる。



民有林・国有林施業におけるお互いのマイナス面を補える新しい森林整備方法として全国に発信しました。

2 「森林共同整備団地の設定に関する覚書」の合意内容

平成13年2月13日に長野県知事と中部森林管理局長との間で交わされた覚書の合意内容については以下のとおりある。

① 県下に共同整備団地を設定する。

② 森林整備協議会の設立

地方事務所長・森林管理署長・市町村長・森林所有者の代表等で組織し森林共同整備団地内の森林整備の方針を決定し、施業計画等の策定を行う。

(写1)



③ 森林整備推進協定の締結

森林整備協議会の方針を受け、共同整備団地内の区域や施業計画などを取決めた森林整備推進協定を締結する。

④ 施業計画の策定

森林整備の方向性・施業の方法などを定めた施業計画を策定する。

3 森林共同整備団地設定に当たっての主な課題とその検討内容

上記2の覚書に基づき県下で初めて東部町において「森林共同整備団地」を設定したが、課題も多く、それを一つ一つ解決して森林整備推進協定を締結した。その検討内容は表1のとおりで、幹事会で調整後「上小東部森林整備推進協定」の締結を行った。

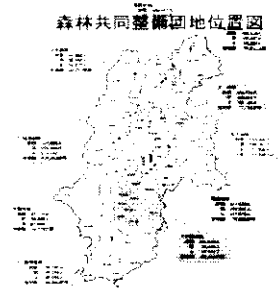
(表1)

森林共同整備団地設定に当たっての主な課題とその検討内容

	課 題	検 討 内 容
共 通 事 項	①共同整備団地設定森林の選定方法	①官・民の境界を主体に整備位置図を作成し、可能地を現地調査の上、候補地を選定。
	②事業実施主体の選定	②中部森林管理局と長期協定システムや森林所有者の協同組織である信州上小森林組合とした。
	③森林整備の方向・集約化・作業方法などの施業計画の策定及び協定書の内容	③関係機関と調整を行い原案を作成。なお、施業は間伐とし、林齢は4～9齢級の補助対象林齢までとした。
	④協定期間	④地域森林計画及び地域管理経営計画の残期間の3カ年とした。
民 有 林	①森林所有者の承諾及び不在存森林所有者の同意	①各地区ごとに説明会を開催し同意を得るとともに、不在存者や所有不明者は、課税台帳で調べ承諾を得よう努めた。
	②各種補助事業の検討及び補助枠の確保	②本庁に補助枠の増、及び東部町に計画量と見合う予算の確保を依頼
国 有 林	①年間事業計画と民有林との作業時期の調整方法	①調整事項が発生しだい、中部森林管理局を初め関係機関と調整

4 上小東部地域森林整備推進協定の締結と具体的な計画事項について

森林共同整備団地の設定に関する覚書に基づき平成13年9月5日に上小地方事務所長・東信森林管理署長・東部町長・森林所有者の代表による、上小東部地域森林整備推進協定の締結（写2）と下記のような具体的な実施事項を定めた。



① 森林共同団地の区域及び面積

（写2）

（図1）

長野県小県郡東部町新張地区外で国有林177ha 民有林85ha 合計262haを設定した。

（図1）

② 森林整備の目標に関する事項

民有林・国有林が一体となった間伐等の森林整備をとおして、水源かん養や土砂流出防備、林産物の供給等、森林の有する多面的機能の高度発揮を図り、もって地域住民の豊かな生活環境の維持・確保及び地元の木材加工施設（協）上小林材）等へカラマツ材の安定的な供給を目指すとした。

この上小林材（写3）は地域の木材関連企業と信州上小森林組合の6社で設立した組織で、現在の間伐材生産の大半を占める中目材を活用し、中断面集成材の間柱生産を行う施設であり、ここへの安定供給を担うこととした。



③ 施業地の集約化に関する事項

集団化による効率的な作業が確保され、有利な間伐材の市場流通が形成される。このことから民有林については当団地以外にも東部町全域において森林の団地化を進めるため森林所有者の理解が得られるよう施業地の集約化に向けた取組みを行う。

（写3）

④ 森林施業の方法に関する事項

作業路網の共有化と作業効率及び安全性を兼ね備えた高性能林業機械による間伐の推進とし、対象林齢を4～9齢級と位置づけた。

森林整備の年次計画と実行状況等

(14.12.31現在)

区分	所有区分	人数	計 画				実 績			進捗率 % (B)/(A)
			1年次 ha	2年次 ha	3年次 ha	合計 ha (A)	1年次 ha	2年次 ha (14.12.31)	合計 ha (B)	
国有林		1	30	85	62	177	28	76	104	59
民有林	東部町	1		4	3	7	6		6	86
	生産森林組合	3	20	11	11	42	25	9	34	81
	個人所有林	32	20	8	8	36		2	2	6
	計	36	40	23	22	85	31	11	42	49
合計		37	70	108	84	262	59	87	146	56

⑤ 森林整備の年次計画の策定

森林整備の年次計画については計画と平成14年12月31日現在の実績を併せてまとめた（表2）。

国有林、民有林合わせて146haで実施中で計画に対する進捗率は56%となっている。

（表2）

5 これまでの実行結果

(1) 事業地の概要

- ・事業実施期間 平成13年10月1日から平成14年12月31日（経費生産可能な期間）
- ・間伐面積 146ha（内搬出面積 117ha、国有林 91ha・民有林 26ha）
- ・樹種 カラマツ ・林齢 31～45 ・間伐方法 点状 ・平均間伐率30%
- ・土場箇所 9箇所（国有林専用 4箇所、民有林専用 3箇所、共有 2箇所）
- ・作業路開設延長 800m（国有林内2,500m、民有林内100m、共有500m）

(2) 作業システム

伐倒	搬出	造材	運材
チェーンソー	トラクタ	ハーベスタ	グラップルトラック

スケールメリットの利点を生かし高性能林業機械ハーベスタを組み合わせたシステムとした。

(3) 素材販売先及び単価

素材販売先	材積 (m ³)	単価 (円/m ³)
上小木材	1,534	10,887
東信木材センター	633	8,520
その他	2,020	9,661
計	4,187	9,938



(作業道)

- ・m³当たりの平均販売額は9,938円となりました。

(4) 素材生産単価

- ・m³当たりの生産額は11,471円（人件費・機械損料・運材費・立木代等）となりました。

(5) m³当たりの損益比較

区分	単価 (円/m ³)	備考
素材販売単価 A	9,938	
補助金収入 B	2,160	民有林が対象
小計 C=A+B	12,098	
素材生産単価 D	11,471	
差引き C-D	627	



(ハーベスタ)

(6) 考察

素材生産単価と販売単価を比較すると赤字となったが民有林については補助金の繰り入れにより黒字となり森林所有者に還元することができた。

また、施業連携地と森林組合が行う民有林内での小規模事業地との素材生産単価を比較して見るとスケールメリット効果により素材生産の効率化と、高性能林業機械による作業能力のアップが図られ約20%の大幅なコストダウンが図られ、施業連携の有効性が立証された。

6 おわりに

現在、木材市況は厳しい状況にあり、民有林と国有林が施業連携した森林共同整備団地の設定が地域の森林整備の推進に十分な解決策とは言えないかも知れませんが、新たな森林・林業基本法が制定され、林政の基本が木材生産の政策へと転換されたことを踏まえると、時代の要請に適合し、森林の公益的機能を高度発揮させる有効な手段の一つが森林共同整備団地の設定であると言えます。

今後の取り組みとしては、生産された間伐材を有効に活用するための方法を検討する必要があります。前述した上小林材もその一つですが、さらなる需要拡大のため関係機関と協力し、設計士や工務店などのエンドユーザーなどへの利用拡大を図っていく必要があります。

森林共同整備団地の設定に当たっては、多くの関係者の十分な理解と協力を得るのに多大な労力と時間を必要としましたが、それ以上に得た成果は大きかったと感じますので、これからも当地域の森林・林業発展のため積極的に取り組んで参ります。

